

管理監督責任を問われ懲戒処分を受けた管理監督者の研修実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、非違行為により地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条に規定する懲戒処分（以下「懲戒処分」という。）を受けた教職員の管理監督者であって、当該監督責任を問われ、懲戒処分を受けた者に対し、管理監督者としての責任を自覚させ、識見を高めるために実施する研修（以下「管理監督者研修」という。）について、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2 管理監督者研修は、長野県総合教育センターが実施する。

(対象者)

第3 管理監督者研修の対象者は、非違行為により懲戒処分を受けた者の管理監督者であって、当該責任を問われ、戒告、減給又は停職の懲戒処分を受けた者とする。

(研修の内容及び実施時期)

第4 管理監督者研修は、原則として、次のとおり実施する。

- (1) 停職の懲戒処分を受けた者は停職期間に引き続き、戒告又は減給の懲戒処分を受けた者は発令後速やかに、当該懲戒処分に係る管理監督者としての責任を自覚するために報告書を作成する。
- (2) 懲戒処分発令後、概ね6か月後に、管理監督者として自らの行動を振り返り、マネジメント力を高めるために報告書を作成する。

(その他)

第5 第1から第4までに定めるもののほか、この管理監督者研修の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。